

第9次岡山県(高梁・新見圏域)保健医療計画の概要

○計画の背景と目的(根拠法:医療法第30条)

- ・高梁・新見地域は、少子超高齢化、人口急減が到来し、深刻な過疎化が進展する。
- ・多様化する保健・医療・介護ニーズに対応できる資源や人材が不足している。
- ・地域住民の健康と医療を確保するために、保健・医療・介護サービスが安定的に提供できるよう施策の方向性を示す。

○計画の期間

- ・令和6(2024)年度から令和 11(2029)年度までの6年間

○圏域保健医療計画の内容

- ・二次医療圏域(高梁・新見地域)ごとに作成し、地域の特性や課題に即した内容とする。
- ・保健医療関係者、住民の代表者、市町村、学識経験者等で構成される「高梁・新見圏域保健医療対策協議会」において、十分に協議し、策定する。

【記載項目】

1 高梁・新見圏域の概況	
2 高梁・新見圏域の保健医療の現状	人口及び人口動態 保健医療資源の状況 受療の動向
3 医療提供体制の構築	地域医療構想 外来医療に係る医療提供体制の構築
※医療法で定める必須項目 重点課題	5 疾病の医療 ①がん ②脳卒中 ③心筋梗塞等 ④糖尿病 ⑤精神疾患 6 事業の医療と在宅医療 ①救急 ②災害時 ③へき地 ④周産期 ⑤小児 ⑥新興感染症 ⑦在宅
	医薬安全対策 医薬分業
4 保健医療対策の推進 ※圏域で必要がある事項を記載	①健康増進・生活習慣予防 ②母子保健 ③高齢者支援 ④歯科保健 ⑤感染症 ⑥難病 ⑦健康危機管理 ⑧医薬安全 ⑨血液確保 ⑩生活衛生 ⑪食品安全
5 保健医療従事者の確保と資質の向上	

○策定スケジュール(予定)

	県計画(全体)	高梁・新見圏域保健医療計画
7月	骨子の検討	7月6日第1回 計画の概要及び重点施策の提示
8月	素案の検討	8月3日高梁・新見圏域救急医療体制推進協議会・分野別ワーキング
9月		9月28日第2回 素案の検討
10月	素案の決定	分野別ワーキング
11月	パブリックコメント(意見公募)・医師会等関係団体、市町村意見聴取	
12月		12月●日第3回(予定)
令和6年3月	計画決定・公示	